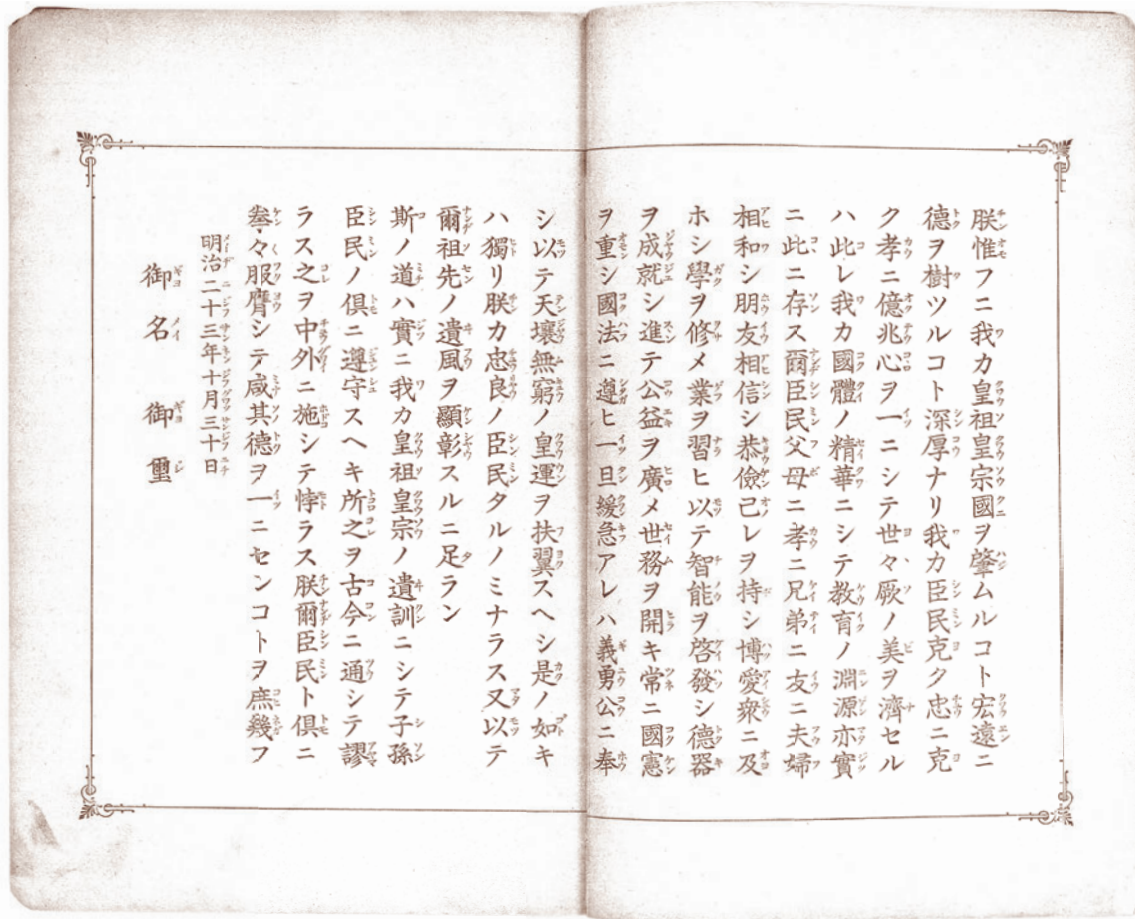


II 道徳の評価の中心は愛国心

教科「修身」は「教育に関する勅語の旨趣に基き」(1891年文部省令第11号)行われました。教育勅語に列挙された11の徳目のうち最重要の道徳的価値とされたのは「一旦緩急あれば義勇公に奉^い以て天壤無窮の皇運を扶翼^{たす}すべし」でした。



資料1
国定修身教科書に掲載された
教育勅語の全文
文部省『尋常小学修身書 巻4 児童用』
(1920年)
東京学芸大学附属図書館
日本近代教育史資料

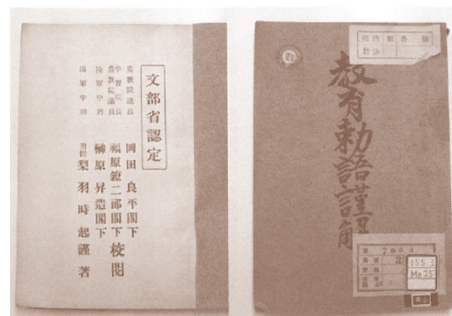
III 徳目「一旦緩急あれば…」の意味

文部大臣芳川顕正の提議により編纂された井上哲次郎『勅語衍義』(1891年)は、上の徳目について、「徴兵の発令に逢はば、必ず欣然之れに応ずべく、決して逃竄して公事に赴くこと避くべきにあらず」(徴兵の発令を受けたときは必ず喜んでこれに応じるべきで、決して逃亡して戦地に赴くことを避けることがあってはなりません)「真正の男子にありては、国家の為に死するより愉快なることなかるべきなり」と解釈しています。

文部省が認定した梨羽時起編著『教育勅語謹解』(国民実践会、1926年)は上の徳目が実体的な行動に移されたときの具体例について述べています。「二十七八年の役」(日清戦争1894~95年)、「北清事変」(1900~01年)、「三十七八年の役」(日露戦争1904~05年)、「青島の役」(第1次世界大戦1914~15年)において、「皇軍」(天皇の軍隊)が「国光を宇内に宣揚した」(戦果を上げた)こととしています。



資料2
井上哲次郎『勅語衍義』(敬学社・
哲眼社、1891年)
東京学芸大学附属図書館望月文庫
(撮影・井上録郎)



資料3
梨羽時起編著『教育勅語謹解』
(国民実践会、1926年、文部省
認定)
東京学芸大学附属図書館望月文庫
(撮影・井上録郎)

Ⅳ 戦後の道徳は評価がなかった

戦後、教科「修身」は1945年の修身停止（GHQ 指令）と1948年の国会における教育勅語失効決議により解体され、学籍簿による「修身」の評価も停止しました。

戦後の学籍簿は、国が法規で様式を決定することを止めて、国が参考様式を示して各地各校が適宜作成するものになりました。1948年に参考様式の通達が始まりましたが「修身」や「道徳」の評価欄はありません。1949年に国は学籍簿を指導要録に名称変更します。1958年、国は学校教育法施行規則を改正して「道徳の時間」を特設しますが、以後の参考様式にも「道徳」の評価欄はありません。

⑥ 小学校学籍簿 1948年

小学校学籍簿について（通達）1948.11.12 発学第510号（抄）

今般かねて研究中の小学校の学籍簿の案ができたので、これを送付する。これにもとづき、地方ならびに学校の特長に応じて、適宜記入事項を変更もしくは附加されてもさしつかえない。

【関係法規】
学校教育法施行規則 1947.5.23 文部省令第11号（抄）
第36条 校長は、別に定める様式によって、児童（生徒）の学籍簿を編製しなければならない。

⑦ 小学校指導要録 1955年

小学校、中学校および高等学校の指導要録の改訂について（通達）1955.9.13 文初中第373号（抄）

・児童指導要録および生徒指導要録については、今回別紙のとおり成案を得ましたので送付いたします。

【関係法規】
学校教育法施行規則等の一部を改正する省令 1953 文部省令第25号（抄）
第12条の次に次の3条を加える。
第12条の3 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録を作成しなければならない。

⑧ 小学校指導要録 1961年

小学校児童指導要録および中学校生徒指導要録について（通達）1961.2.13 文初初第92号（抄）
このたび小学校児童指導要録にあっては、別紙第1のとおり、成案を得ましたのでお知らせします。

⑨ 小学校指導要録 1971年

小学校児童指導要録および中学校生徒指導要録の改訂について（通知）1971.2.27 文初初150号（抄）
このたび、小学校児童指導要録にあっては別紙第1のとおり、成案を得ましたのでお知らせします。

⑩ 小学校指導要録 1980年

小学校児童指導要録及び中学校生徒指導要録の改訂について（通知）1980.2.29 文初第133号（抄）
このたび、小学校児童指導要録にあっては別紙第1のとおり、成案を得ましたのでお知らせします。

⑪ 小学校指導要録 1991年 略

V 愛国心の評価の復活

戦後の学籍簿・指導要録の参考様式は2010年まで7回変わりましたが「道徳」の評価欄はありません。しかし、2001年の参考様式から教科「社会」に「愛国心」に関する評価欄がつけられました。国は、小学校6年「社会」の「社会的事象への関心・意欲・態度」の評価欄について「評価の観点の趣旨」を右のように記して、教員に子どもの「愛国心」をABC3段階で評価することを求めています。

我が国の歴史と政治及び国際社会における我が国の役割に関心を持ち、それを意欲的に調べることを通して、我が国の歴史や伝統を大切にし国を愛する心情をもつとともに、平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きていくことが大切であることの自覚をもとうとする(2001.4.27 文科初第193号別紙第1別添1-1)

⑫ 小学校指導要録 2001年

参考様式3枚中の2枚目 ※の欄で「愛国心」評価

⑬ 小学校指導要録 2010年

参考様式3枚中の2・3枚目 ※の欄で「愛国心」評価

(タイトル略) (通知) 2001.4.27 文科初第193号 (抄)
・各学校における指導要録の作成の参考となるよう、小学校児童指導要録については別紙第1のとおり、指導要録に記載する事項等を取りまとめました。

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について (通知) 2010.5.11 文科初第1号 (抄)
・各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、学習評価を行うに当たったの配慮事項、指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録の作成に当たったの配慮事項等を別紙1～6のとおり取りまとめました。

●2010年の指導要録では、2006年改正教育基本法における愛国心教育規定(第2条「我が国と郷土を愛する」・態度を養う)、2007年一部改正学校教育法における愛国心教育規定(第21条「我が国と郷土を愛する態度を養う」)を受けて、「教育基本法」→「学校教育法」→「学校教育法施行規則」→「学習指導要領」→「指導要録」のラインで各学校における愛国心の評価が制度化されました。

VI 道徳の評価の復活

2014年2月17日、文部科学大臣は、「道徳に係る教育課程の改善等について」を中央教育審議会に諮問して次のことを求めました。(1)小中学校における「道徳の時間」の位置づけを「特別の教科 道徳」(仮称)に変えるため学校教育法施行規則を改正すること。(2)現行の「道徳の内容」小学校22項目(第21が愛国心)と中学校24項目(第23が愛国心)を再編するため学習指導要領を改訂すること。(3)「特別の教科 道徳」に検定教科書を導入すること。(4)「特別の教科 道徳」に評価を導入するため小中学校の指導要録を改訂することです。

中央教育審議会の答申は10月21日に行われ、その後(1)～(4)が具体化しました。



中央教育審議会総会(第94回)で「道徳に係る教育課程の改善等について(答申)」を受け取る下村博文文部科学大臣
2014年10月21日 大森撮影